

平成 30 年 8 月 3 日付け厚生労働省告示第 297 号(別紙 1) 概要

1. 改正の趣旨

- レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた指針である。

- 平成 29 年度、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

2. 主な改正の概要

- (1) 空気調和設備の冷却塔の維持管理上の措置
 - 維持管理上講ずることが必要な措置の追加
冷却塔に供給する水を水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に規定する水質基準に適合させるために必要な措置を講ずること

- (2) 加湿器における衛生上の措置の追加
 - 加湿装置（建築物の空気調和設備に組み込まれているものをいう。以下同じ。）
 - （構造設備上の措置）
 - ・ 加湿方式に応じた水処理装置を設置し、点検及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。
 - （維持管理上の措置）
 - ・ 加湿装置に供給する水を水道法第 4 条に規定する水質基準に適合させるために必要な措置を講ずること。
 - ・ 加湿装置の使用開始時及び 1 か月に 1 回以上、加湿装置の汚れの状況の点検、必要に応じた清掃を実施するとともに、1 年に 1 回以上、清掃を実施すること。
 - ・ 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。
 - 家庭用加湿器（家庭等で使用される卓上用又は床置き式のものをいう。以下同じ。）
 - （構造設備上の措置）
 - ・ 家庭用加湿器は、部品の分解及び清掃を用意に行うことができる構造とすること。
 - （維持管理上の措置）
 - ・ 家庭用加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること

(参考)

◎水道法（昭和 32 年法律第 177 号）抄

（水質基準）

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、^{ふっ}素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◎水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）抄

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
九	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
十	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。

十一	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一〇mg/l以下であること。
十二	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・八mg/l以下であること。
十三	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、一・〇mg/l以下であること。
十四	四塩化炭素	〇・〇〇二mg/l以下であること。
十五	一・四一ジオキサン	〇・〇五mg/l以下であること。
十六	シス一一・二一ジクロロエチレン及びトランス一一・二一ジクロロエチレン	〇・〇四mg/l以下であること。
十七	ジクロロメタン	〇・〇二mg/l以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	〇・〇一mg/l以下であること。
十九	トリクロロエチレン	〇・〇一mg/l以下であること。
二十	ベンゼン	〇・〇一mg/l以下であること。
二十一	塩素酸	〇・六mg/l以下であること。
二十二	クロロ酢酸	〇・〇二mg/l以下であること。
二十三	クロロホルム	〇・〇六mg/l以下であること。
二十四	ジクロロ酢酸	〇・〇三mg/l以下であること。
二十五	ジブロモクロロメタン	〇・一mg/l以下であること。
二十六	臭素酸	〇・〇一mg/l以下であること。
二十七	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	〇・一mg/l以下であること。
二十八	トリクロロ酢酸	〇・〇三mg/l以下であること。
二十九	ブロモジクロロメタン	〇・〇三mg/l以下であること。
三十	ブロモホルム	〇・〇九mg/l以下であること。
三十一	ホルムアルデヒド	〇・〇八mg/l以下であること。
三十二	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、一・〇mg/l以下であること。

三十三	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 $0.2\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十四	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.3\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十五	銅及びその化合物	銅の量に関して、 $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十六	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 $200\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十七	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.05\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十八	塩化物イオン	$200\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
三十九	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	$300\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十	蒸発残留物	$500\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十一	陰イオン界面活性剤	$0.2\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十二	(四S・四aS・八aR) —オクタヒドロ—四・八a—ジメチルナフタレン—四a (二H) —オール (別名ジェオスミン)	$0.00001\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十三	一・二・七・七—テトラメチルビシクロ [二・二・一] ヘプタン—二—オール (別名二—メチルイソボルネオール)	$0.00001\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十四	非イオン界面活性剤	$0.02\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十五	フェノール類	フェノールの量に換算して、 $0.005\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十六	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	$3\text{mg}/\text{l}$ 以下であること。
四十七	pH値	五・八以上八・六以下であること。
四十八	味	異常でないこと。
四十九	臭気	異常でないこと。
五十	色度	五度以下であること。

五十一 濁度

二度以下であること。